

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	ふれあいセンター使用料減免	
処 分 の 概 要	申請により、ふれあいセンターの使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市人権啓発施策推進条例(平成15年条例第4号)	
条 項	16条	
所 管 課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1週間
標準処理期間	計	1週間
審査基準	<p>住民交流を目的とした教養文化活動や、地域社会に密着した活動等で使用する場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市人権啓発施策推進条例</p> <p>第16条 市長は、特別に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる</p> <p>松山市人権啓発施策推進条例施行規則</p> <p>第13条 条例第16条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、松山市ふれあいセンター使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づき使用料の減免を決定したときは、松山市ふれあいセンター使用料減免決定書(様式第4号)を申請者に交付する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、別に定める方法により、使用料の減免をすることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請受付



申請者に決定書を交付